

# 北海道立総合体育センター利用受付及び内定について

【令和2年（2020年）1月以降の取扱い】

## 1 利用受付・内定時期

### （1）国際的な行事及びこれに相当する行事・・・A

◎受付は、利用予定日の属する年度の3年度前の1月4日から2月末日とし、内定は3年度前の3月末日までに行います。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 希望利用年度 | 令和4年度利用受付(2022年度)     |
| 受付開始年度 | 令和元年度(2019年度)         |
| 申込受付月  | 令和2年(2020年)1月4日から2月末日 |
| 内定月    | 令和2年(2020年)3月末日まで     |

### （2）全国的な行事及びこれに相当する行事・・・B

◎受付は、利用予定日の属する年度の前々年度の4月1日から5月末日とし、内定は前々年度の6月末日までに行います。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 希望利用年度 | 令和4年度利用受付(2022年度)     |
| 受付開始年度 | 令和元年度(2020年度)         |
| 申込受付月  | 令和2年(2020年)4月1日から5月末日 |
| 内定月    | 令和2年(2020年)6月末日まで     |

### （3）全道的な行事及びこれに相当する行事・・・C

◎受付は、利用予定日の属する年度の前年度の9月1日から9月末日とし、内定は前年度の10月末日までに行います。

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 希望利用年度 | 令和3年度利用受付(2021年度)     |
| 受付開始年度 | 令和2年度(2020年度)         |
| 申込受付月  | 令和2年(2020年)9月1日から9月末日 |
| 内定月    | 令和2年(2020年)10月末日まで    |

### （4）その他の行事（地区大会及び学校・会社のスポーツ大会等）・・・D

◎受付は、利用予定日の属する年度の前年度の11月1日から11月末日とし、内定は前年度の12月末日までに行います。

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 希望利用年度 | 令和3年度利用受付(2021年度)       |
| 受付開始年度 | 令和2年度(2020年度)           |
| 申込受付月  | 令和2年(2020年)11月1日から11月末日 |
| 内定月    | 令和2年(2020年)12月末日まで      |

### （5）サークル・チーム単位での練習会（テニス・バドミントン・フットサル等）・・・E

◎不定期に行われる練習会については、利用団体が多数の為、登録受付後に年2回（3月・9月）の抽選会を実施します。

◎抽選会へ参加する為の登録受付は、利用予定日の属する年度の前年度の11月1日から12月末日となります。

◎チーム・サークル登録をされない場合、抽選会には参加出来ませんので、ご注意願います。

|          |               |               |               |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 希望利用年度   | 令和3年度(2021年度) | 令和3年度(2021年度) | 令和3年度(2021年度) |
|          | 登録受付          | 前期抽選会         | 後期抽選会         |
| 登録時期と抽選月 | 11月           | 12月           | 3月            |
| 該当年度     | 令和2年度(2020年度) |               | 令和3年度(2021年度) |

注1 上記(1)～(4)の受付期間終了後の申込みについては、各々の利用内定月の翌月より随時受付いたします。

また、(5)については、抽選会実施月の翌月より随時受付をいたします。

注2 利用申込みに係る書類等は、当センター管理事務室にご用意いたします。

## 2 利用承認の順位

(1) 利用希望日が競合する場合における利用承認の順位は原則として次のとおりです。

- ① 体育センターの施設の機能や規模に適した行事
- ② 体育・スポーツに関する行事
- ③ 教育・文化に関する行事
- ④ その他の行事

(2) 同一の利用目的の場合については、次の優先順位となります。

- ① 国際的行事及びこれに相当する行事
- ② 全国的な体育・スポーツに関する行事
- ③ 全国的な教育・文化に関する行事及びこれに相当する行事
- ④ 全道的な体育・スポーツに関する行事
- ⑤ 全道的な教育・文化に関する行事及びこれに相当する行事
- ⑥ その他の行事（地区大会及び学校・会社のスポーツ大会等）

(3) 上記(1)～(2)の順位が同等の場合については、当センターにて調整をいたします。

但し、調整が困難な場合については、主催者間による調整会議を実施いたしますので、ご了承のうえ、ご出席願います。